

固定資産評価基準改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 3 章 償却資産</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 償却資産</p> <p>一～七略</p> <p>八 耐用年数</p> <p>償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 1、別表第 2、別表第 5 及び別表第 6 に掲げる耐用年数によるものとする。ただし、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 57 条第 1 項又は所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 130 条第 1 項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつては当該承認を受けた耐用年数（当該年度の賦課期日までに行われたものに限る。）に、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で減価償却資産の耐用年数等に関する省令第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による耐用年数によるものにあつては当該耐用年数によるものとする。</p> <p>九～十三略</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 償却資産</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 償却資産</p> <p>一～七略</p> <p>八 耐用年数</p> <p>償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 1、別表第 2 及び別表第 5 から別表第 8 までに掲げる耐用年数によるものとする。ただし、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 57 条第 1 項又は所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 130 条第 1 項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつては当該承認を受けた耐用年数（当該年度の賦課期日までに行われたものに限る。）に、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で減価償却資産の耐用年数等に関する省令第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による耐用年数によるものにあつては当該耐用年数によるものとする。</p> <p>九～十三略</p>